

厚生委員會議録第二十一号

昭和二十九年三月二十五日(木曜日)
午前十一時開議

出席委員

委員長 小島 徹三君
理事 青柳 一郎君 理事 松永 佛骨君
理事 古屋 菊男君 理事 長谷川 保君
理事 岡 良一君

植木庚子郎君 越智 茂君
助川 良平君 高橋 等君
寺島隆太郎君 降旗 徳弥君
安井 大吉君 滝井 義高君
萩元たけ子君 柳田 秀一君
杉山元治郎君 山口シヅエ君
出席國務大臣 岡崎 勝男君

出席政府委員

法制局參事官 高辻 正己君
(第一部長)
外務事務官 中川 融君
(アジア局長)
厚生政務次官 中山 マサ君
厚生事務官 高田 正己君
(業務局長)
厚生技官(公衆衛生局長) 楠本 正康君
衛生技官(衛生部長) 曾田 長宗君
農林技官(水産庁次長) 岡井 正男君

委員外の出席者

厚生事務官(大臣官房総務課長) 小山進次郎君
専門員 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君

三月二十四日

身体障害者福祉法の一部を改正する

第一類第八号 厚生委員會議録第二十一号 昭和二十九年三月二十五日

法律案(内閣提出第四六号)(参議院送付)
児童福祉法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四七号)(参議院送付)
医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)(参議院送付)
の審査を本委員会に付託された。

本日開議に付した事件
あへん法案(内閣提出第八九号)
厚生行政に関する件

○小島委員長 これより會議を開きます。
まずあへん法案を議題とし、審査を進めます。本案はすでに質疑を終了しておりますので、ただちに討論に付するのではありませんが、本案につきましては、討論の通告もございませんので、本案の討論を省略し、ただちに採決いたしますことに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。
本案の討論は省略し、ただちに採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。
○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

なほ本案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○小島委員長 次に医療関係審議会設置法案、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、らい予防法の一部を改正する法律案、以上三法案を一括して議題とし、質疑に入ります。御発言はございませんか。
〔政府側がそつていないじやないか〕と呼ぶ者あり

○小島委員長 なおこの際委員長から正式に厚生省に申し上げます。政府側の諸君の出席がそのいので、こういうことであつたら審議に影響いたしますから、今後なるだけ早く御出席をお願いいたします。
ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

○青柳委員長代理 それでは速記を始めてください。
○青柳委員長代理 ビキニ環礁付近における爆発実験による日本漁船被害事件について発言を求められておりますので、これを許可いたします。岡委員。

○岡委員 楠本君にお尋ねしたいのですが、先般新聞の伝えるところによりますと、保安庁の方では、第五福龍丸事件以後同方面海域から十隻の漁船が三崎港と東京港に帰港したが、内七隻

に積んで来たまぐろ、生いか、作業衣などに放射能の反応があつたといふことを発表いたしておき、これに対して楠本君は海上保安庁の発言は軽率であつて、厚生省の検査に間違いがないといふようなことを申し上げておられますが、この点はその後重ねて、その厚生省の主張に間違いがないという確証を得られるような措置をとられたのかどうか、その点いかがになつておるかお話し願ひます。

○楠本政府委員 ただいま御指摘のように、過日の水産委員会におきまして、海上保安庁から魚類その他に若干の放射能を検出したといふことを聞いたのでありますが、その後私の方におきましては、再びさうな地域につきまして重て記録その他を調査いたしました。その結果厚生省の精査には何ら間違いのないことを再確認いたしました。

〔青柳委員長代理退席、委員長着席〕
○青柳委員長代理 楠本君の申し出たところ、同じく調査を依頼いたしましたところ、その後海上保安庁の方ににおきましては、これは大した専門家がやつた仕事でもないの、おそろしく間違ひであつたらうといふことを申し出まして、陳謝して参つております。なお現在まで私も各五港におきまして、船舶数にいたしまして、今日現在で約九十艘、約八十万貫の魚を厳格に調査いたしました。その結果は福龍丸関係を除きまして、すべて放射能その他の反応を認めません。ただきわめて一部の船舶にしかその外部にきわめてわずかな放射能を証明し得たものはございません。

○小島委員長 岡君及び他の委員の方に申し上げます。今外務大臣を無理に外務委員会から借りて参りました。十五分だけ借りて参りましたから、そのつもりで御質問願ひます。それで他の政府委員に対する質疑をしばらく留保して、外務大臣に質疑を集中していただきますと思ひます。三十五分になれば外務大臣は放免しますから、そのつもりで御質問願ひます。

○岡委員 外務省といたしまして、このたび新聞紙等を通じてビキニ環礁の被爆事件については資料を調査の結果、一応その当時における被爆船である第五福龍丸は、禁止区域外にあつたという事実については、これを確認したといふことまで調査が進んでおる、こういうことが新聞で発表されておりますが、その点その通りでございませうか。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕
○岡崎國務大臣 福龍丸の書類によりますればその通りであります。
○岡委員 そのことはしかし将来の補償等にもかかわる重要な問題であります。航海日誌において示された三月一日三時三十分当時におけるあの経緯度の位置にあつたといふことを確認されるのでしょうか。

射能その他の反応を認めません。ただきわめて一部の船舶にしかその外部にきわめてわずかな放射能を証明し得たものはございません。

○小島委員長 岡君及び他の委員の方に申し上げます。今外務大臣を無理に外務委員会から借りて参りました。十五分だけ借りて参りましたから、そのつもりで御質問願ひます。それで他の政府委員に対する質疑をしばらく留保して、外務大臣に質疑を集中していただきますと思ひます。三十五分になれば外務大臣は放免しますから、そのつもりで御質問願ひます。

○岡委員 外務省といたしまして、このたび新聞紙等を通じてビキニ環礁の被爆事件については資料を調査の結果、一応その当時における被爆船である第五福龍丸は、禁止区域外にあつたという事実については、これを確認したといふことまで調査が進んでおる、こういうことが新聞で発表されておりますが、その点その通りでございませうか。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕
○岡崎國務大臣 福龍丸の書類によりますればその通りであります。
○岡委員 そのことはしかし将来の補償等にもかかわる重要な問題であります。航海日誌において示された三月一日三時三十分当時におけるあの経緯度の位置にあつたといふことを確認されるのでしょうか。

○岡委員 そのことはしかし将来の補償等にもかかわる重要な問題であります。航海日誌において示された三月一日三時三十分当時におけるあの経緯度の位置にあつたといふことを確認されるのでしょうか。

意を承りたい。

もう一つは三月一日のピキニのこの水爆実験については、アメリカ本国の最近の輿論も実に被爆範囲が拡大されておつたことに驚いておる。同時にまた科学者の専門的な意見に徴しまして、水爆の実験ということになると、これは科学者が実験室においてどの程度のエネルギーを放出するのか、その範囲がどれほど及ぶかということがわ

からない。従つてやつてみた結果につ

いてその破壊力の拡大、あるいは力と
いうものをはかるよりほかはないとい
うのが、現在の科学者の意見である。そ
うなれば四百五十マイルと指定いたしま
しても、事実上はかかるにそれを越える
範囲に犠牲を及ぼす可能性は十分にあ
る。現にビキニの爆発の五日、六日あ
るとに、五百マイル離れたところにお
いても放射能が発見されておる。アメリ
カのある船は、一千マイルを離れたと
ころの航路を通過しながら、しかもや
はり放射能が発見されたという報告も
来ておる。こういうことになれば、か
りに被爆範囲を四百五十マイルと指定
しても、これをもつてはたして危険区
域であるとなせるかどうか、その危
険区域内におるならば、平和な漁民や
汽船や旅行者は安全を保てるかどう
か、そういう保障ができないというこ
とが、今度の事件によつて明らかになつ
ておるわけであります。しかもこの場合
において、第一、第二を通じて地球上に
おけるただ一つの大きな具体的な原爆
の犠牲者としての日本、また日本国民
を代行する日本の外務省当局が、これ
に対して協力をするというようなこと
で、はたして相済むのか、世界の輿論
に対してもあるいはまた国民のこの関
心に対してもあるいはまた国民のこの関
心の点は人道上の大きな問題である
とも考へるのであるが、岡崎外相の重
ねての御答弁を承りたい。

○岡崎外相 いろいろ御意見はあ
りますが、私は今の科学者の調査を信
頼してこの危険区域は安全であると
信じております。またそれを信じ得な
いという材料は今のところ何もありま
せん。それから世界の今の実情から言

えば、アメリカ側のかかる実験を阻止

する手段は、自由主義諸国の一国とし
てとるべきでない。もし世界中が原子
管理ということになればこれは別であ
りますが、ただいまのところは、私は
このアメリカの実験等をむしろ助ける
べきであらうと考へております。これ
は日本が被爆を受けたからということ
ではなくて、世界平和の維持のため
必要であると確信をしております。し
かし今申す通り、この地域は一般に言
つて——人道問題とか何とかいふお説
であります、この危険地域に關する
限りは、日本の漁業の問題であらうと
思つております。従いまして漁業がど
だけだけ被害を受けるかという実情を調
査いたしまして、これに対しては適當
な措置を講ずべきだと思つてありま
す。それ以外には日本の、たとえば
一般の貨物船がその中を通過するとい
うことは聞いておらないし、その他特
に問題になる点はない。要するに漁業
の問題である。漁業に妨げがあればそ
れだけの措置を講ずるし、妨げがなけ
ればさしつかえない。こういう意味で
できるだけ実情を調査して善処したい
と私どもは考へております。

○岡委員 そこで伺ひますが、外務
大臣は現在指定された危険区域外をも
つて、科学者の調査の結果であるから
さしつかえない、こうおつしやいます
が、現に第五福龍丸は危険区域として
指定されたところ外のところにおつて
指定されたところ外のところにおつて
、これが大きな犠牲を払わんとし
ておる。なるほどその犠牲は軽微な火傷
であるが、あるいは生命の擁護に対し
ては不幸な転機をとるかかわらない。
しかし少くとも日本のその方面の權威
者は、そのうちのある部分は不幸な転

機をとるかもしれない。少くともその
觀察には二箇月を要するであらうとい
うことを言明しておる。こういう事実
に徴しても、われ／＼はこの四百四十
海里というものが、科学者の調査の結
果あるいは研究の結果にまつたもので
あるから安全であるという考へ方にお
いて、このままに見のがしておらると
いう外務省の態度は——事実がすでに
安全であるという危険区域外の地点に
おいて、大きな犠牲を払つておるとい
う事実を、まつたくあなたは無視して
おるのじやないか、その点が一つ。い
ま一つは重ねて關連してお尋ねをし
たいのであるが、たとえば昨日われ／＼
の委員会の意見の一致によつて福龍丸
の処置について、政府側特に外務当局
に対して申入れをいたし、またこのこ
とについては、与党の総務会の方で
も、政府がこれを買い上げることに関
定をしたというようなことを承つてお
るのであるが、これは買い上げられる
のであるかどうか。もう一つは買い上
げられた福龍丸はこれをいかにいたさ
れるのであるか、その管理、その研究
の主題として、これは日本の学界に提
供されるのであるが、それともまた別
な方途を講ずるのであるか、この点に
ついてもう重ねて伺ひをいたしたい。

○岡崎外相 今度危険区域を広げ
ましたのは、要するに安全を十分に考
慮したの措置と私は考へております。
御いまして今回の措置は、その危険区
域外では安全であると信じております
し、また安全でないという証拠はどこ
にもない。福龍丸については与党から
買い上げるべしという申入れを政府は
受けております。なるべくならば政府
としてこれを買い上げたいという意向

であります。また決定はいたしてお
りません。これをどういうふうな処置
するか、これは關係省で定めること
で、外務大臣のきめる問題じやありま
せん。しかしながら、今の個人の考
え方としては、第一にはこれが不測の
手段によりまして、この情報を非常
にはしがつておる第三国に流れないよ
うな、セキニリテイの処分を考えなければ
ならない。同時にこれを學問の研究に
役立つ意味で適當な方法で使ひたい
し、具体的などうするかということ
は、まだ買上げもきまつておりませ
んから、従つて処分もきまつておりませ
ん。

○柳田委員 今の岡君の質問に關連し
て少しお尋ねいたします。自由主義國
の一環としてむしろ協力しなければな
らぬというふうな今のお言葉でありま
したが、私は少くとも原爆に關して
は、世界中で皮肉と申しますか、不幸
と申しますか、第一、第二、第三の被
害をこうむつた日本としては、原子力
兵器を禁止するような措置を、世界各
國に當然要求する権利もあると思つ
し、また同時に責任もあると思つた
りあります。きょうの新聞を見ますと
と、チャーチル英首相はこういうも
のを禁止する意図はないかというよう
な議員の質問に、こういう原子力とい
うものは発見するのにも苦勞したが、
これをなくするのにもさらに困難を伴
うというところを、目に涙を浮べて老
相が語つておられたところから、
私は老首相がいかに心痛しておるか
がわかると思つた。従つて今の岡崎外務大
臣の御答弁は、そういうふうな努力し
たいというふうな御答弁ならまだ話

わかるのでありますが、むしろいさ
か逆襲されるような形で、自由主義國
の一国として協力するというような
立場では、おそらく日本全体として満
足しないと思ひます。もう一度重ね
てお伺ひしたいのですが、これはチャ
ール首相の言われるようにはなはだ
ずかしいことかもしれないが、進んで
そういうふうな用意もあるというよう
な御答弁ができるのか、やはり日本は
アメリカあるいはその他の自由主義國
の一環として、こういうふうな実験に
は、その後もさらに進んで協力したい、
こういうふうな御意見であるか、最後
にひとつ承つておきたい。

○岡崎外相 これは二つの別の問題
をお聞きになつておるので、私は原
子力の國際管理ということには全面的
に賛成であります。従つてこれをどう
いう方法で實現するかということは、
今おつしやつたようになか／＼困難な
事態でございまして、ことにソ連の態
度を見ると非常に悲觀的にならざるを
得ない場合もあり得ますけれども、われ
われは希望を失わずに、この原子力の
國際管理という方にできるだけの力を
尽すべきであらうと思ひます。しかし
ながらそれがきまるまでは一方の國の
実験は自由にしておいて、一方の國は
これを妨げるということでは、片手落
ちになりますし、ことに自由主義諸國
の防衛力の關係から、その國際管理が
きまるまではわれ／＼はアメリカなり
イギリスなりのそういう研究には協力
をいたして行くべきものだ、こう考へ
ております。

○柳田委員 ただいまの御答弁は満足
いたしません、今日外務大臣も

特に忙しい外務委員会をさきましてこちらへ来ておられますので、私は厚生行政に關係した点だけを伺います。

その前に、先ほど同僚委員からわが国から進んでアメリカに賠償の要求をすべきである、こういうような御意見を對して、岡崎外務大臣はそう荒立てなくとも、お互いに仲のよい間がらでは示談というようにすることも個人間の場合でもやるのであるから、國際間でもそういうふうに行きたい、こういうような御答弁だと思ひますが、仲のよいほどならばなおさら向うも虚心坦懐にわが国にそんな申出があつたと思ひますが、いかに親しきうちにしる儀ありで、仲がよくてもこういうような公海上において、しかも禁止区域外において——その禁止区域自体の問題もありますが、公海上において、事前に何らの予告もなしにこういうような人体にまで影響するような大きな被害をこうむり、さらにそれによるところの経済的な大きな影響をこうむり、さらに日本人としては心理的に非常に大きなショックを受けたこの事件に對して、米当局から日本の外務当局に正式に陳謝の意が表明されましたか、その事実だけを承りたいと思ひます。

○岡崎外務大臣 まずそういうことについて御意向と承つてよろしうございませうか。

これに對して陳謝の意が表明されていなくとも、これは遺憾であります。これは直接外務委員会でお尋ねいたすことにして、そこで岡崎外務大臣にお尋ねいたしたいのは、この問題を、被害を受けた漁夫、被害を受けた船、魚といふふうなわけられますが、特に一番大事な人間の生命の問題に關してお尋ねいたします。最初にこの被害を受けた日本人たちが歸つて來られたときに、日本の學者陣は、何よりもまずこの放射能の物質の量、質あるいは寿命等を、いわゆる死の灰の正体、いかなる原子核の分裂が起つて、その核分裂から生成されたところのどういふ元素群等があるかということが大事であつて、それが治療に何よりも大事であるといふような声が學者陣から出ました。同様のことは十七日に厚生省も外務省を通じてその鮮明方を申入れておるのでありますが、この物質の鮮明に對して、どういふような申入れなり、學者の要望等を外務当局は受けて、それをアメリカ軍当局にどういふ解明の申入れをされたかお知らせ願ひたいと思ひます。

○岡崎外務大臣 それは先方に申入れであります。但しこれは機密保持、つまりある国においてはこの機密を何としまして手に入れようとする苦心をいたしておる現状でありますので、その機密保持と両立する範囲内でなければならぬわけでありまして、他方においてはアメリカの學者の言うことで、これは私は専門家でないからわかりませんが、万一この原子爆弾等の被害をアメリカ側が受けた場合に、そのものがどういふ爆弾であるかということが発見されなければ治療ができないといふのは、アメリカとしても戦争のような場合を考へればそれは手遅れになつて何もできないといふことになるので、アメリカ側の學者の研究の主体は、そのものが何であつても火傷なりその他の被害を受けた場合に、これに對して応急の手当が加えられるような研究をいたしておるものであります。またそれでなければ實際のものに役には立たぬと思つておられます。それがはたして事實であるならば、おそらく秘密保持と両立する範囲で治療の方法は十分講じられるのじやないかと想像はいたしておりますが、この点は私にははつきりどつちといふことは言えませんが、

○青柳委員長代理 柳田君に申し上げます。お約束の時間が十分たつていまから恐縮ながら簡単に願ひます。

○柳田委員 これは非常に問題なんです。ありまして、外務大臣が予算委員会等でも答弁されておられるので、今のようことを言つておられることを知つておると思ひますが、たとえばもう陳腐な兵器になりましたが、毒ガスを使つて被害を受けた。それならば何をおいても治療するにはどういふ種類の毒ガスであるかを解明することが治療になる。従つて今回の場合でもその放射能がどういふところに入つて行くか、あるいはどういふ寿命かといふようなことをいふ治療ができるということをして日本の學者は言つておられるのです。従つて岡崎外務大臣は日本の學者の言を信用されませんか、それともアメリカの方で言われた學者の言を信用されるのですか、どうも私はふに落ちない。あの新聞が、それでは自主性も常識も何

もあつたものじやない。これは外務省じやなしに皆無償だといふような皮肉を言つておられるのでありますが、私はどうもふに落ちないのであります。ことにそこに来ておられます中川アジア局長は、こういうようなことを言つておられるのであります。日本の學者からそういうような申入れをしたときに、申入れの趣旨はわかるが、この際は患者の治療が先決問題だから、日米協力して万全を期してほしいといふ申入れに對して、婉曲に断るようなことを言つておられます。日本の學者がとにかくにもその実体がわからなければ治療が進まないといふところの、むしろそれを大いにアメリカの方に取次いで、

○柳田委員 新聞の報ずるところによりますと、日本漁船は区域外であるといふことは、海上保安庁その他の方面においてすでに確認されたといふふうにおれ／＼は存じておりますが、さらにこの上慎重に調査を期せられて、この確認を再確認されるのはいつごろになりますか。あるいは今の確認をもつて足れりませう、さらに再調査されるのであります。その確認は少くともどういふような方法でなさるのであります。か、この点もお聞きしたい。

○岡崎外務大臣 これは外務省のすることじやございせん。關係省で、これで十分だといふ結論はつきり出ますれば、それを外務省は受取るだけであります。それがつまり確認の最終的な決定であります。こういうことになつて、米当局から日本の外務当局に正式に陳謝の意が表明されましたか、その事実だけを承りたいと思ひます。

○柳田委員 私はこれについてもぜひ議論もあります。またわが国としてこれは外であつたといふことは大体確認できていると思ひますが、それが海城外であるが内であるが、少くともこれはわが国としては外であるといふところのでありますから、またそれは大体認めておると思ひますが、それは水かけ論になりますからやめますが、少くともこれだけの現実に被害があつたのに對して、親しきうちならなかつたこと、陳謝の意が表明され

ようといふ希望をかなえるように努力しようといふのではなくて、むしろそれをしつて押えるような答弁をしておられます。こういう点から見ても、あるいはまた奥村次官が新聞に發表しておる談話、またこの前厚生委員会でも小龍政務次官が言つておられることはみな同じことであつて、向うから専門の経験のある學者が来るのだから、それと日本と協力したらいいのじやないか、

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

○柳田委員 しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりする

れは人間の生命に関する問題でありますから、特にその感を深くするのであります。また／＼お聞きしたいのであります。時間が制約されますので、これに対しては御答弁も大体同じような方向の御答弁しかいただけないと思ひますから、先へ進みます。

ただ一つだけお尋ねしますが、岡崎外務大臣はこういう原子力による被害に關しては、日本とアメリカのどちらの医学が進んでおるように理解されておりますか。その点をひとつ。

○岡崎外務大臣 その点は私はわかりません。ただわれ／＼も日本の学者の言うことは信じたいと思つております。ただ現在においては学者の意見がまち／＼であつて、ある人はまぐろを食べてよろしいということを公表しておるが、ある学者はとんでもない、まぐろは食えないのだといつて発表しておる。ある人は被害はそれほど心配することはないといふ発表をいたしておれば、ある人はあるパーセンテージは非常に危険だといふことを発表しておりまして、日本の学者のどれを信じていいかも、われ／＼のような専門家でない者にはわかりません。

○柳田委員 岡崎さんが予算委員会で、アメリカの専門医に被害者の状況を見せさせれば、現在の医学の許す範囲の治療はできるものと考へております。こゝう速記録には出ておりますが、こゝういふことを言つておる。これはよほど日本の医学がおわかりになつておらぬ。あるいは現地のこゝういふ原子医学に對して、外務当局として折衝されるのはもう少し御理解がほしいのであります。こゝういふ速記録から申しますと、これは大分はげた頭としか

私どもには考えられぬのであります。今後こゝういふ放射能の解明は、近く国会に提出されます。提出されましかと思ひますが、秘密保護法との関係はどうなりますか。今度の秘密保護法案で、われ／＼が承知しておりますところの第一条の第三項でしたか、これにはいゆる MSA 協定に基いて米國から供与された装備品と、そゝういふ構造、性能、品目で公表せられざるものに対する制約立法と思ひますが、もしもこの秘密保護法が制定されたといひますならば、このたびのは別に MSA 協定に基いたものでもなければ、アメリカから供与されたものでもないと思ひますが、こゝういふときに医学者が自分の治療をやるために、この物質はどういふものであるかといふことを新聞等に発表することは秘密保護法によつて縛られることになりましかどうか、その点の見解をお伺ひしたい。

○岡崎外務大臣 これは秘密保護法には關係がありません。しかしながら日本の國として國際信義、國際友情その他から考へて、できるだけ自分の親しき自由主義諸國の機密は國として守ることは當然であり、また従つて國民としてもこれに協力すべきは常識上當然のことと思ひまして、いたゞらにこれをほしがつておる國にわからせるような発表の仕方をするとは、私ははなはだおもしろからざると思ひますが、罰則の適用等は遺憾ながらできません。

○柳田委員 第五福龍丸の引渡は、まず今のところアメリカからも要求があつたかどうか知りませんが、引渡すようなことはいふに、われ

われは新聞等で自由黨の總務会等でも言われたように承知しておりますが、今後もしもアメリカの方からこれを引渡せよとか、あるいはアメリカの方で処分したい、あるいはアメリカの方から補償等が来たときに、その反對給付として渡してほしいとか何とこゝういふ要求があつたときに、岡崎外相は日本の學界の輿論を十分くまらまして、斷固としてそれを拒否される御意向でありますか。福龍丸は日本において確保するといふことをはつきり再確認をしていただけますか。この点伺ひたい。

○岡崎外務大臣 これは外務大臣の所管事項じやありません。船を日本側でもつていかに処分するかといふことは、關係各省の決定するところであつて、外務省は外交交渉はいたしますけれども、そうしてまた國務大臣として十七分の一の意見は申し述べますが、こゝで私がどうするといふことは、關係各省で協議しないこの際申し上げることはできません。

○柳田委員 このたびの被害漁夫に對してわれ／＼は非常に心痛しております。現在の白血球の状態その他において新聞紙上伝えられるところによつても、われ／＼としては非常に心痛しておる。ことにこれを見ておられるところの東大の醫學陣においては、不幸な転機をとるのじやなからうかといふやうな最悪の事態まで心配されておりますが、一方アメリカにおきましては、日本に参りましたバスターという原子力委員は、日本の新聞あるいはその他の報道機關等あるいは學界等が、これをはなはだしく誇張に報道しておるといふことをロール委員長に報告してお

るといふふうによつておるのであります。外務大臣もこの事件が起つて以來、自分の御所管にも關係深いことであると思ひますが、新聞等もお読みなつておると思ひますが、外務大臣自身の現在御理解されておるところによりまして、この事件に對して日本の新聞報道等が、あるいは學界等が事実以上にバスター委員の言われるやうに誇張に報道しておると思ひますが、それともやはり日本の學者の言うやうに、あるいは事態によつては最悪の事態に至るんじやなからうかといふふうにお考えになつておりますか、どちらでありますか、これだけお伺ひして私の質問を終ります。

○岡崎外務大臣 學者の意見がどうであらうとも、それを新聞が報道することとは當然のことであつて、學者が誇張しておるかどうかといふ議論はできません。もしも學者の意見をそのまま報道しておるならば、新聞が誇張しておるかどうかといふことは議論にはならぬと思ひます。現在新聞はあらゆる方面の材料をとつて、できるだけ正確に報道しようと思つておることには私も承知しております。ただその根拠となる學者の意見が一致してないものですから、いろ／＼その間に矛盾したやうな報道が出て来ることもやむを得ないことと思ひます。

○滝井委員 日米合同調査会の會議を昨日持たれましたが、その主体はいずれにあるかといふことが一つ。いま一つは、この日米合同調査會議でアメリカ側からいろ／＼情報があると思ひますが、日米相互防衛援助協定といふものについて、アメリカからもらつた情報は、秘

密保護法にひつかかることになつてゐる。おそろしくこの法案は近く通ることと思ひますが、この合同調査會議といふものは當然しばらく続けられると思ひます。従つてこの法案の通つたあとにおいてもおそろしくこゝういふ問題が続けられるとするならば、そのものはこれの対象になるかどうかといふこと。

それからいま一つは、魚の問題は、日本の學者でも、害になる害にならぬと議論百出だといふ御答弁がありました。今日の新新聞であつたか、アメリカから日本の外務省に對して、あの指定した区域内の魚類といふものは危険である、しかし区域外の魚はそう大して危険ではない、こゝういふ通知が外務省にあつたといふ報道があるが、こゝういふ報道があつたかどうか、これに對する答弁をいただきたい。

○岡崎外務大臣 合同調査會でありますから、これは合同にやるのであります。その主体は外務省でやつております。つまり日本側でやつております。それからこれはアメリカ側から今のところは MSA の協定も承認を受けていないし、法律もできておりませんから、何ら適用はありません。將來はその法律の範圍内においては適用があります。しかしながら今日といへども日本側の責任ある科學者たちが必要な秘密は常識的に守つてくれるものと私は信じております。

それから最後のお問ひ合せですが、これはアメリカの原子力委員會において調査した結果をアメリカ大使から外務省に報告をいたして来たのであつて、それを発表いたしました。

○滝井委員 問題は外務大臣が最初に

ら、これは柳田氏のようなまことに明晰な頭腦の持ち主のお言葉とは受取りかねるのでございます。

○長谷川(保)委員　今の船員保険の考え方、どうしても無理です。これは保険局長もこの前一時的だということ、を私にも言っているのです。一時的にかける、そういうことでなければ無理なんです。ここで議論してもしかたがありませんから、ともかくすみやかに厚生省としましては最善の努力をしていただきます、この被害者たちの生活保護に万全を尽していただきたい。ただお役人仕事で、机の上で今までこうだからこう行こうということ、でなしに、実際に生活できるように、安心して治療のできるように、ひとつ努力したい。これをお願いしておきます。

それでは衛生部長もおいででござい
ますから、さらに伺いたい。昨日の会
議に出られたようでありますから伺い
たいのでありますが、今の外務大臣の
答弁からしますと、どうもこれはま
まごしている、やはり学者諸君のほ
んとうに自由な研究ができなくなる。
私どもの考え方からすれば、こんな秘
密は全世界にぶちまけて、全世界の人
人が原子に対する秘密を全部知ってし
まわなければならない、国際管理なん
てできない。国際管理するのは、そこま
で行かなければだめだ。それを一方向的
にして行くような考えではできないとい
うと思いますけれども、さしあたつての
問題として、日本の学者がその治療の
ための研究、また今後万一水爆を日本
の国土の上に受けて、日本の都市が放
射能でよごれてしまったような場合に
どうするか、また被爆者をどうするか

という今後に対する重大な研究をしてもらわなければならぬ日本の学者諸君の研究が、先ほどの外務大臣の答弁によりますと、私は阻害されるのじやないかと思う。ことに今後秘密保護法などができますと、それが非常に困難になるのじやないか。またほんとうに人道的な立場に立つてこの秘密を公開し

て行こうとする學者諸君に對しては、
 圧迫があるのじやないかというように
 考えまして、おそらく世界で一番進ん
 でおります日本の原医学の研究を妨
 げ、さしあたつて治療方法の研究を妨
 げると思ふのでありますが、これに對
 して厚生省は斷固とした態度をもつて
 學者諸君の研究を守つて行けるか。治
 療に万全を期し得るか。それから外務
 大臣の答弁がどこの國の外務大臣か
 からぬような答えて、學者諸君の自由
 な研究を妨げるようなことになのじや
 ないかということを私は非常に危惧す
 るのでありますけれども、それに対す
 る政府委員としての立場を伺つておき
 たい。

○楠本政府委員 従来私どもは原爆症調査研究協議会を設けまして、この研究に当つて参りました。今回の問題につきまして、さらにこの機構を拡充いたしましたして、新しい専門家等も委員に加えまして、若干の予算措置等もほどこしまして、一層厳格な研究を確実に進めて参りたい所存でございます。

○長谷川(保)委員 それから船のこととでございますが、水産庁がいらいつしやるようですから、伺つておきたい。この船は今一応隔離して置いてある。これを政府で買上げるかもしれないといふような事情にございます。いずれにいたしまして、それがいつ決定す

るのか。またさしあなつて漁夫諸君が乗り組んで生活のためにかせぎに出るということのために、すみやかに代船をつくつてやるとか、その金を渡すとか、何とか生活の道を立ててやらなければならぬと思いますが、これに對して水産庁はどういう態度をとつておられましようか。

ては、現在のところ厚生省と連絡を保ちまして、監視人を置きまして、現在焼津港のところに置いてあるわけであらうと思います。これはいづれ代船を建造さして所有者が早くもとの漁業に帰るようになりたいという気持ちだと思いますが、今の船の損を将来どうするかという点では、まだ私どもの方でははっきりいってしておりません。

○長谷川(保)委員　私が伺いたいことは、漁夫諸君が働けるようにすぐ船を何とかしてやらなければならぬじやないか。都築博士のここでの参考人としての御意見によりまして、あるいは二、三人不幸な転帰を見るんじやないかというような非常な危惧すべき言葉がありました、その他の諸君につきましては、必ずしも病院にばかりおられなくても、定時的に一人の医者がついて結果を見て行けばよろしいのであつて、その他のときにはどん／＼働きにでていいんだ、こういうお話であります。ぜひそういうふうになつてほしいと思うのでありますが、そうなると、ただちに船を用意してやらなければならぬ。あるいは漁具その他を用意してやらなければならぬ。こういうことであらうと思ひます。それをどういうふうに処置をさしておられるか。水産庁ではどういうふうにきまつているか。

すでに決定しているか、全然未決定であるか、それを伺いたい。

○岡井政府委員　これは船主の方の考
え方もありますが、今のところ事務当
局といたしましては、代船を建造し
て、前より若干いい船くらいにしてや
るのがほんとうだ、こういう考えでお
ります。現在の船は保険に幸いに入つ
ておりますから、その関係も考慮いた
しまして、資金の不足の分につきまし
ては、適当に援助してやりたい、かよ
うに思っております。

○長谷川(保)委員　今の話はぜひすみやかに手を打つていただきたい。
それからいま一つ伺いたいことは、この被爆によつて魚が非常にたくさん廃棄されたようです。この廃棄された魚の損害はどう補償されてあるのか。まだ全然補償されていないのか。あるいはまだ将来どういう補償をして行くのかわかるか。これもアメリカから補償が来たらというのでは、非常に困るだらうと思います。これに対してすでに

どういう手当がしてあるのか。また今後どういうつもりであるか、未決定であるか、そういうことを伺いたい。

○岡井政府委員　今のところ計算上は、廃棄された魚の分も直接被害をこうむつたというもののうちに入れて計算いたしております。ただお尋ねの、現在その魚の代金を仮払いか、あるいはどこから立てかえておるのかという問題でございますが、これは地元の方で協同組合の方で適宜に心配しておるわけであります。

○長谷川保委員　今さしあつては漁業協同組合でやつていたといふにしても、将来は何とかする、こういうことですね。

参りました魚を、あそこで処置したやうでありますが、あの損害というものは結局今のところは第五福龍丸の船主でありますか、あるいは漁業のことですから、おそらく漁夫と船主との歩でわけることになつておるわけでありましょうが、その点はどうですか。

○岡井政府委員 先ほど私がお答えした中で若干誤解を生じましては恐れ入りますので、もう一度言葉をつけ加えたいと思います。

ては、先ほど政務次官からもお答え申し上げましたように、漁業協同組合が一応心配をいたして、おられますが、魚の処分ににつきましては、漁河岸へ上つてすでに地下へ埋没してしまつておるといふのは、一応あれは焼津の方から離れて東京の魚河岸で仕切りをいたしております關係上、今のところ東京の魚市場の仕切り關係の者たちの迷惑でとまつておると思ひます。

○長谷川保委員　そうすると今のところは魚市場の損害ということになつて、船主や漁夫諸君の損害ではないといふのですね。

それからその魚を廃棄いたしますのに、ずいぶん大きな穴を掘つて入れておつたようでありますが、そういう費用あるいはあそこを消毒した費用というものはどこで持つておられますようか、やはり魚市場で持つておるのでしようか。

○楠本政府委員　廃棄処分に要します若干の経費は一応魚市場に依頼いたしまして実施をいたしましたわけであります。今のところそれに対して政府からは何ら金を出しておりません。

しに、何とかしてあるいは反対側がそ
ういうものを日本にぶちまけたときに
はどうするかということも、またお考
えいただかなければなりませんし、こ
れは私も世界の両陣営に向つて同
じことを呼びたいと思います。アメリ
カに向つてだけこういうことはいかぬ
じやないか、ああいうのはいかぬじや
ないかとおつしやることは、これまで

良識が許さないと心得てありまして、私もこの間婦人公論の二月号に「絶望より希望へ」という題で書いておきましたから、どうぞお読みいただきたいと思ひます。これは私も絶望せざるを得ない立場に置かれておるのであります。これは私もどがつくり出した世界情勢ではないのであります。御案内の通り、両陣営が初めはいろいろなことを言ひまして、私どもに平和憲法を押しつけて来たのであります。ところが世界情勢がかわりまして、自分たちが押しつけておいて、押しつけた人間がけんかをいたしまして、それを連率しようとするわれ／＼国民がとおへつゝ悩んで参つております。私も外務委員をやつて参りました関係上、これくらいのことでは知つておりますが、そういうわけでお互いに日本国民はソ連に向つて同じことを言ひたい。ソ連もまた人道を守つて早く原子力を管理しよう、管理員をつくらう、管理するのに協力せよということを言ひたい。国連でそれを拒否したのはソ連であつたように記憶しておりますが、われ／＼国民はイデオロギーのいかんを問はず世界に向つて早くやめてくれと呼びたい。そうでないと無力なわれ／＼は絶望するよりほかにないのだ。そこで理論の推移から申し上げなければならぬのであります。私はこの間四箇国の外務大臣でしたか、首相でしたかの会議がありましたときに、婦人公論にも書いたのでありますが、それと並行して、この原爆の被害がいかに甚大なものであるか、イデオロギーのよしあしはたな上上げてしまつて、この水爆の被害の恐ろしさを知らせなければならぬ。交戦国においてたとい生き残

つておる者があるとしても、その土地におけるいわゆる農産物、魚類もまた滅亡したら、食べるものがなくなつて生活することができないのだから、いづそのこと原爆で殺された方がまだよいかもしれないというところで、この被害の恐ろしさを両陣営にしみ／＼と思ひ知らせたならば、こういうばかな水爆、原爆を両方持ち合つて行くことはあるまいというのを書いておきましたから、どうぞひとつ私の意のあるところをお読み願ひたいと思ひます。

○岡委員 あなたの意見を承つて大いに敬服をいたしました。重ねてお尋ねをいたします。そういうお氣持でおられる中山次官は、この際第三次水爆試験は禁止すべきだということ、あなたの信念としてわれ／＼が了承してよいのかどうか。はつきり簡単にイエスカノーかだけで答えていただきたい。

○中山政府委員 これもまたイエスカノーだけではお答えできません。私は片方だけにそれをしるというところには無理があると思う。両陣営が同時にやめなければならぬ。これはイデオロギーの問題になつて来そうであるが、現在三反政策が行われておりますが、反米、反吉田、反軍備ですが、この線で行つて反米思想に向つて来ておるのが現在の日本の状態でありまして、この水爆の被害がまことに過大であつたというところは、より以上反米思想をおもひ動かすものではないか。アメリカに、アメリカにということではいかぬと思ひます。社会党では、水爆は困るということと何とか委員会でお出しになるとおつしや世界に向つてお出しになるとおつしや

うことには、私のイデオロギーからはしごく賛成であります。しかし一方的にはどうかと思ひます。

○岡委員 私はまったく御懸念のない人物のつもりなんです。私は別にモスクワの手先でもありませんし、ペンタゴンの手先でもありません。ただ問題は、アメリカは六月三十日まで、四百五十マイルに危険区域を拡大をして、第三次水爆実験をやるという決意を明らかにしておる。この間は百五十マイルのタワーの上でやつたが、今度は飛行機で續んで行つてやるといふことをニューヨーク・タイムズがはつきり報じておる。こゝろ三月先には水爆の実験があり得るのです。しかも今日の日本の不完全な調査では、魚類に關しても、何ら科学的に立証されたとこの安心感はない。国民はいたづらに不安、恐怖にかられておる。そういうような事態に対しては、何もわれわれはアメリカだけをいふのではなからぬ。ただアメリカはやると言つておる以上、このアメリカのやるといふことに對してはやめてもらいたいといつて、ワシントン政府の友好的な措置をわれ／＼が期待するといふことは、あなたの御論旨からいつても一向さしかえなれないと思ひます。その点について、はつきりイエスカノーだけを答へ願ひたい。

○中山政府委員 厚生委員会から少し脱線したようでございます。その点はひとつ外務省の方におつしやつていただきますと思ひます。所管事項が違つて参ります。私の方は魚類、それにかつた人の治療あるいはその後これをいかにするかというところであります。そういう対策に向つて行かなければなら

ないのですから、アメリカに向つてそれを禁止してほしいといふことは所管事項が違ふと思ひますので、どうぞ外務省の方にお願ひいたします。

○岡委員 それでは外務省にお尋ねいたしたいと思ひますが、昨日は中川局長もオプザーヴァーとして行つておられたので、いろいろ御説明があつたと思ひますが、なお念を押しておきたいと思ひます。いわゆる今度の第五福龍丸被爆事件についての學術的研究は日本の學者が主体性を持つてやる、アメリカはこれにはあらゆる協力を惜しまないという原則が昨日承認されたのであるかという点をまず伺つてみたいと思ひます。

○中川政府委員 日本とアメリカとの調査団といひますか、学界の方々が集まられた昨日の会合におきましては、アメリカ側の一貫した態度はいかなる便宜あるいは協力あるいは助言、その他日本側が欲する場合にはこれを自分らの知つておる限り、能力の範囲において提供したい、こういう趣旨で開かれて、またそのように行われた次第であります。

○岡委員 私の尋ねた点にひとつもあなたは御答弁なさつておられないが、日本の學者陣がこの研究ないし診療については、あくまでもイニシアチブをとるのであるという原則が、昨日の会合で承認されたのであるかどうか、この点いかがでしよう。

○中川政府委員 調査の対象になります患者あるいは船その他の材料はみな日本側の手の中にあるのであります。従つてこれに對する調査その他は全部日本側がやるということになるわけでありまして、その点につきまして

は、初めから疑念がないわけでありまして、従つて特にそのことを取上げて論議して決定したといふことはございせんが、初めからその趣旨のもとに行われておるわけでありまして。

○岡委員 それでは楠本さんに尋ねたいが、あなたは非常にけしからぬことを言つておる。日米共同の調査について、とにかくあなたが中へ入つていろいろ文部省なりあるいは外務省の問をかけめぐられた結果として、こういうことを言つておるのです。仲よく日米共同してやつてくれという外務省からの申出があつて動いたわけである。厚生省としては日本の學者の意見も尊重したいが、日米協力の吉田内閣の線に沿つてこの問題もよく行くように望んでゐる、あなたは實際さういふことを言つたのかどうか。

○楠本政府委員 きわめて簡潔な文章に訳されておりますので、言つた意思がきわめてぼんやりしておることはやむを得ませんが、ただ私はこう考へております。日本の學者が自主性を持つて研究をして行く。しかしながらこれにはあくまでも両者協力しつゝ研究を進めて行くという意味でありまして、その点は昨日の會議にも明らかにしておいて承認されておる事項でありまして、これが何ら日本の學術研究に對して支障あるものと考えておりません。当然のことだと考へております。

○岡委員 昨日の會議には、そういうことになつたことは中川局長からも御答弁の通りでございますが、その以前にあなたはさういふことを言つておりました。このことは是非は言わないでおきましよう。そこで具体的に――何も私は反米とか反政府とかいう意味で言う

のじやない。われ／＼はやはりわれわれとしても科学者としての立場から申し上げるのですが、一体こういうような問題について、今この合同会議について申し上げますと、この被爆漁夫の診療について、またその船にあるいろいろな諸材料について、第五福龍丸については、こういうものは将来の水爆禍に備える重要な科学的資料としての人道主義的な立場からまことに貴重な資料である。しかも原爆禍に見舞われた日本としては、これらの問題に対しても相当各方面の学界の諸君が検討し、努力し、成績を上げておる。そこで今度の被爆事件に伴って、現在日本側の手にある一切の資料は、船も人も、また衣服その他船具、漁網等も、同時にあくまでも日本がこれを管理し、日本が自主的に自由にこれを研究対象とすることができるといふ点の一つ。

もう一つは、この成果については、日本の学者は科学の自由という建前において、これを世界の学界に報告する自由というものが当然伴わねばならぬと思うが、この点についてもあなた方おとりなしをなさつた局長なり部長の立場においては、どういふ結論になつておるか。

○補本政府委員 これらの点につきましては、必ずしも具体的な話は出ておりませんが、しかしながら研究材料が日本の手によつて使われるということについては当然だと思つております。ただこの問題につきましても、先般来お話の出でおります補償の問題が若干ひつかつて来るかと存じますが、私はこれは当然研究する以上材料がなくは研究ができない。従つてその材料を

使つて、日本の学者が研究して行くということは当然なことだと思つております。

○岡委員 発表の自由は……
○補本政府委員 この点に關しましては特に昨日はアメリカ側におきまして、別に人間の生命等に関するものについては、何ら秘密はないんだということを書いておきます。

○岡委員 この問題は、現にきのうか一昨日から来られたアイゼンハツトにしても、新聞記者に対しても、その他の関係の人に対しても皆口をかんしておる。日本の医者は治療すればいいので、放射能などの原則についての学問的な研究は必要ないと言つておる。實際問題として、これはわれ／＼科学者としての立場から、この予防措置に對しての研究を進めて行くとするならば、まだ／＼灰もいるわけですが、従つてそういうものを入手し得る便宜も供与するくらいのことではなくてはならないわけだが、そういう意圖は全然ないように見受けられる。今度の東大木村研究室において発表されたごとく、十数種の放射能元素についてはすでにうはつきりしておる。ところがこういうことも発表したくないという考えのようである。こういうことから考えると、私も研究の将来を非常に危ぶむ。これは私も科学者の自由というものに非常に侵されたのではないかと、この点は将来の問題であるから、その後問題になつたときにお尋ねすることとして、その次に、先ほどの小山君の発言に關連してお尋ねしたいのであるが、小山君は、原爆実験による事故等については何らかの補償の道が講

ぜられるという意味のことを漏らされたわけであるが、しかしこれはなかなかそう急に行くまいと今中川局長も言つておられますが、なか／＼そう簡単に行くまいと思ふ。そこでこの間草葉厚生大臣はこの問題に必要なところの費用は、予備費等からでも支出する道があるので、御安心願ひたいということをおの委員会でも言つておられる。ところが予備費として先般政府がこのビキニの被爆事件に關するものとして出ておるものは百十八万円、その使途はガイガー計数管等の整備ということになつておる。そうすると船員の生活保障の問題とか、あるいはそれに關連した具体的な犠牲者のための事実上の補償というものは何ら予備費の中に含まれておられない。一体これは、今後補償の道があるまでは当然政府としては出すと言つておられるのであるが、どういふふうに取り扱われるか。具体的な方針でもあるのかどうか、これを中山厚生政務次官からお伺ひしたい。

○中山政府委員 先ほど中川氏が申されましたように、わかりやすい問題からお金をこちらにまわしてもらふ手もあるというお話でございましたが、なほどの船員の生活だとか船の状況などを考えましても、明々白々の状態でございませうので、一時も早く分割払いでもいふような形ででも、早急にこの問題を処理して行つてもらつて、そしてそのとき／＼でわかつたものから持つてこれに充てて行くようにして行つていけるのではなからうかと、まだ最後の予備費というふうな問題もはつきりと決定したわけではないのであるやに私は受取りまするが、何とかさういふふうにして、まことに御満足を与えて

得ない回答かと私も思いますけれども、私も、私も懸命に善処することを御了承願えませうと幸ひしてございませう。

○岡委員 私がお尋ねしているのはそのじやないのです。アメリカの方から逐次補償すると言つておられますから、来るでしよう。しかしこれは国と国との金の受取りということになりますれば、やはり相当四角四面の手續がいると思うのです。ところが私も焼津に行つて見ましたが、現地は火の消えたような姿なんです。やはりこれには政府はとりあえず見舞金等でも適当な処置をする必要があるのではないかと。その金の出達は、草葉厚生大臣の言によつておられる。ところが予備費は百八十万円で、それもガイガー計数管の整備に充てられる。これでは直接の被害者には一文も行かないと思う。これで済まされるのか。政府の方で何とか予備費の方から、大臣の言明のごとく、現地についても見舞金等を支給される御用意があるのかどうか。これは中川局長の所管外かもしれないが、お聞きしたいのですが、御存じの通りこの問題は性格が非常に違つておりますが、内灘の問題、あれは何も被害はない。ただ音が聞えるからというところで、将来を推定されて、安全保障費から七千六百万円の金を出しておる。予備費から出せなければ、とりあえずこ

ういふ項目からでも、剰余金から出して御相談になれば出ると思うのです。使途の目的は違ひますけれども、安全保障費は内灘の補償費などに使われておる。これはやはり外務省の方で御

努力になればできるのではないかと。現にこの間も外務省の方から厚生省へ来て、四百七十万円の診療所の建設費が内灘へ補助費として行つておる。診療といふことはこれはよほど重要な問題だ。そういうことからやりくり操作ができるのかどうか、この点いかがでしようか。この点もひと伺ひたい。

○中川政府委員 今当面の救済費と申しますか、何とか支出すべきであるというお話まことにごもつともでございます。先般厚生大臣が御答弁で、場合によつては予備費を使う道もあるということをお申上げたさうでありまして、政府内部でも予備費を使うという点につきましても、一つの方法として研究しておるわけでございます。一方アメリカからの補償が早く来るということになれば、あるいはその方を使うということもあらうかといふような状況ですが、まだ決定はしていないのであります。少くもこれの方が長引くといふことでは、何かの方法——その場合には、やはり内灘の例とは同じやうにはちやうと扱ひかねるかと思ひます。結局予備費ということが一番適當な方法じやないかと思ひます。この点につきましてもは目下関係省において協議しておりますので、ただいまどういふことは政務次官の申されました通り決定しておりません。せつかく研究中でございます。

○岡委員 この十四日に焼津に帰到して、帰到したときにすでに航海日誌にはつきり現われておる。航海日誌に現われた三月一日三時三十分の第五福龍丸の位置は、これが以内という反証はあり得ないのです。しかるにやつときうになつて初めて外務省は禁止区域

外にあつたということを認める。そういう実はいわば手ぬるいことをやつておつては、現地の姿を見るとそれじや気の毒なものです。ですから予備費でも何でもいい、厚生大臣ははつきり言つておるのであるから、これは水産庁もそうだし、厚生省もそうだし、外務省もそうなんだから、あなた方この問題だけにでも至急に關係の局長會議でも開いて、國の予備費としてぜひ支出してやるという措置を講じていただきたいと思う。これはこの程度にいたしましょう。

そこで法制局の第一部長が来ておられますからお伺いいたしますが、先ほどの外務大臣の御答弁に非常に不満を感じた問題は、外務省においてもいわゆる禁止区域外に第五福龍丸があつたという事実は確認されておるといふ場合、アイゼンハワー大統領は、二十四日の記者会見で予防上の責任があつたということを言明しておられるわけでありまして、してみれば、当然アメリカ合衆國政府にはもう／＼の今度の被爆事件に伴う被害に対する賠償責任は國際法上あるのではなからうかと思ふのであるが、この点はいかがでしようか。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。いわゆる危険区域外で災厄をこうむつた場合、アメリカ側の責任はどうであるかという御質問のようでございます。かような事例は國際關係においてあまり類を見ないことでありますので、國際の慣例等がどのようなものであるかという点から実は断言することはできないわけでございますが、一般の法理を推し進めて参りますと、かような事態に対してまつたく責

任をまぬがれるということは言えないことであらうと私は考えております。○岡委員 そういふあいまいな答弁では困るのです。アメリカのいわば元首であるアイゼンハワー大統領が、公の記者会見で、今度の被爆事件については、予防上アイゼンハワー政府とおるのです。向うが言つておるのには、それはその責任があり得るかもしれないといふようなことを言つておる。それじや日本の政府は、中山さんにお言葉返すようだがペンタゴンの出先です。國際法といつてもこういう事例はないのです。ないが國際法はおおむね慣習的な常識で問題をさばいておるのです。ですからそういう観点から、これは賠償責任がアメリカ政府にあるかないかだけをはつきりお答え願ひたい。

○高辻政府委員 あるかもしれないといふようなあいまいなことを申し上げてはならないわけでございます。第一に予防措置を講ずる責任があることは、当然言うまでもないことと思ひます。それからそういう事態を引起したことに對して、私が今申しましたのは、責任を免れるといふことは言えないだらう、こう申し上げたわけでございます。はつきりしておると私は考えております。

○岡委員 関連して、マシーナル群島は信託統治地から閉鎖水域があるわけですが、これは中川局長からでもいいが、大体何海里くらいが閉鎖区域になつておりますか。○中川政府委員 旧日本委任統治区域がアメリカの信託統治区域になつておりまして、その信託統治の協定におき

まして、閉鎖区域を必要に応じて設けることができるとなつております。その条項によりましてアメリカは閉鎖区域といふものを設定しておるのであります。それはあくまでも領土及び領海に限りておるのでございます。○岡委員 それではアメリカがたとえば、そういういわゆるわれ／＼國際通念から見ても、領海の範圍をうんと拡大して百海里も危険地域として指定するといふ場合、これは國連の安保理事會によつて信託統治といふものを一應認められては關係上、アメリカ政府としては安保理事會の承認を得ないといふか。その点をお伺いいたします。

○中川政府委員 いわゆる閉鎖区域と危険区域とは別個の觀念に基づくものであります。閉鎖区域とはそこに國際連合の監視員が自由に入れないといひます。一般の視察といひますか、監視といひますか、監督といひますか、國際連合の監督を排除し得る区域であります。これに反しまして危険海域といふのは今の武器の實驗といふようなことが先ほど外務大臣が例としてあげられましたように、昔におきましては、實際に砲弾等発射して／＼練習をした、それに類する觀念でございます。従つてこれは何と申しましか、法律上の觀念といふよりは、むしろ實際上の問題として行われておるのではないかと。實際したとせば練習する際に各國に通知したとして、この区域を練習区域として指定する、危険であるから入らないでくれ、こういう趣旨のものとは大体同一に解釈すべきではないかと考えております。従つてこの設定を國際連合に通知する必要がある

かないかといふことは解釈次第でございますが、しかしアメリカは國際連合に通知する以上の措置をとりまして、各國に周知せしめるように公報をもつてこれを示達しておるわけでありまして。○岡委員 しかしとにかくエニウエトクといふ島はなくなつたのじやないかとさへ言はれておるのです。ですから信託統治が認められておる島が、しかも安保理事會の決議を経て認められておる島がなくなつておるといふような爆発をやる。一応信託統治ならばかつて次第だなどというやうなことは、これもわれ／＼常識上考えられないと思ふ。しかしこの点はあなた方も十分の御研究がないと思ふから、この程度にいたします。

それでは、四百五十海里といふことに今度は拡大をされた。これは法制局の第一部長にお尋ねをするが、これはどうなんでしょう。公海の自由といふわれ／＼の觀念から見ると、まことに傍若無人の考え方だと思ふが、こういうことはたして許されているのかどうか。この点ひとつ法律的な考え方を願ひいたします。

○高辻政府委員 どうも國際法のことになりますと、あんまり自信を持つてお答えすることができないのであります。一応私の持つております知識をもつてお答えをさせていただきます。御承知のように、公海はまつたく各國の使用の自由にまかされておるのであります。いかなる國も他國の公海使用を妨げることができないといふことにされておる、これがいわゆる公海使用の自由といふことに一口に言われておるところでございます。ただこのやうな公海でありまして、一時的あるいは

は部分的に一國がそこを使用いたしまして、他國の船舶の航行等にある程度制限を加えるといふことはあり得るわけで、國際慣例上も認められておるとだらうと思ひます。たとえば艦砲射撃をするといふやうなことはその一つの例だらうと思ひますが、そういうふうには常に公海を一定の場合に使用して、ある程度他國にそのために制限を加えるといふことをもつて、ただちに全部違法であるといふことは言ないだらうと思ひます。ただ御指摘のようにそのやうな比較的大きな事例が國際法上どうであらうといふことになると思ひますが、これについてはその期間の問題とか、その幅の問題とか、相當な知識をもつてお答えしなければならぬと思ひますので、はなはだあいまいで恐縮でございますが、原則としては先ほど申し上げた通り、この場合はどうかといふことは今もう少し研究をさせていただきます。

○岡委員 これはアジア局長にお尋ねするが、一体あなたの方でどう考えておられるか。問題は先ほど岡崎外務大臣は海軍の演習をやる、艦砲射撃をやる、そういうものは相當な水域を危険区域として指定するといふことは、従来の慣例上もあり得たのだ、昔からもあつた、こう言われる、しかし今度の事情は東京を實驗の爆発の中心であるとして、ば、室蘭から下関までなんです。四百五十海里も、こういう広大な地域がしかもこれが六月三十日、まだあと三月も危険区域とされておる。おれの方では公海自由の原則に基いて水爆の實驗は自由だ、こへ入つて犠牲者となることも自由であるなどというやうな意味の自由は、常識上私どもは國際法上

公海の自由というものの概念に通用しないと思うのだ。そういう点あなたの方はいくど考えられるか、今後の措置が目の先に迫つておる。事務当局としてこの点どう考えておるか伺いたい。

○中川政府委員 危険区域が非常に大きな水面まで拡張されたということにつきましても、たしかにマイナスの面もあるわけでありまして、日本の漁業者がここである程度の漁業をしておつて、これは水産庁の方の御意見を伺うが、この事態は漁場としてそう重大なものではないけれども、これから南の方に行く道に当るそうでありまして、かような意味から漁業にとつては、相当の損害になるというものであります。しかし他方日本はアメリカに日本の防衛を委任しておるという事実は、協力してもらつておる関係にありますので、アメリカの国防力が増すということは同時に現在日本にとりましては、その意味から非常な利益があるわけでありましてその趣旨におきましては、アメリカの実験にむける協力すべきであつて、これを邪魔するのは、やはり日本としてもとるべき措置でない、かように考えます。従つてその両者を比較検討いたしまして、かつできるだけ日本にとりましてのマイナスの面を少なくするように先方に話して、これが調節をはかるといふことが、われわれ外務当局の今とるべきことであらうと考えておきまして、その趣旨で目下研究いたしております。

○岡委員 さすが外務大臣の子がいらしく同じようなことを言われる。これは決して私が社会党だから言うのではないのですが、われ／＼の常識では、

国民が納得しないと思うのです。ここでもまた言うのにベダンチックでいやなんですが、ダレスが今度の事件についてどういふことを言つておるのです。もし敵の攻撃をわれ／＼が防禦しようと思ふなら、われ／＼はわれ／＼の持つてゐる実力というものをすべてのものに公開する必要がある。今度ビキニの水爆の実験がやられて、その結果日本が大きな被害を受けただけではないに、日本全体が食糧の非常に大きな不安を受けておる。日本がこういう不安と脅威にさらされることも認めて、いゝゆるアメリカの防衛力を強化することに協力するためにやむを得ないのだ、これはあなた方はそれこそペンタゴンの出先であつても、日本の外務省ではないと言ひたい。もう一ぺんその点、どんな犠牲があつたところで努力はするが、結局犠牲があつたところでやむを得ない、われ／＼はあの原爆水爆の実験というものは、自由諸国の防衛力を強化するという目的にある以上は甘受しなければならぬとあなた方は考えておられるかどうか。この点をもう一ぺんお聞きしておきたい。

○中川政府委員 あらゆる被害を甘受しなければならぬというのではないのであります。被害が起らないように万全を尽すわけでありまして、その意味で今度の危険区域が拡張しましたのも、被害を事前に防止する意味からこれを拡張したわけでありまして、この拡張したという点につきましても、これは根本から反対するといふような態度はとらずに、これについて、拡張したことによる支障をできるだけ除去するといふのが私ども外務当局のたゞいまの考えでございます。

○岡委員 その点は外務省としては第三次の水爆実験も認める、その認めるという立場は自由諸国の防衛力を強化するといふ意味合いかからやむを得ない。水爆の実験も、近代的な防衛力を増強する意味において不可欠なものとして認めて、外務省は第三次水爆実験は許容するものである。ところで問題は、危険区域が百マイルと指定されたがその危険区域外にいた日本人漁夫が犠牲を受け、それから国民が食糧に関する不安を持つておるというこの無形のはかり知るべからざる大きな国民的不安の感情というものがあつたといふ事実、従つて四百五十マイルに広げたからといって、必ずしもその区域外におられて被害があるかないかといふこともわからない。また四百五十マイルといふ龐大な地域に広げられた場合には、なるほど太平洋における漁獲は一部かもしれない、しかし魚類の繁殖にどういふ影響を与えるかといふことは、今後の問題として、これは専門家が非常に憂慮しておるのである。こういうような実際の事実といふものに目をとおして、第三次の水爆実験も、自由諸国の近代的な防衛力を増強するためにはやむを得ないものであるといふのが外務省のお立場であるかどうか、この点をもう一ぺん、いづれあらためてまた大臣に答弁を求めたいと思ふが、あなたのさつぱりとした態度を伺いたい。

○中川政府委員 アメリカが新しい武器の実験をするという場合に、これを阻止したいといふふうには考えておりません。しかしながらこの実験の仕方あるいはする時期といふようなもの等につきましても、日本側としては日本側のいゝ／＼な事情からいふふうにしてもらいたい、ああいうふうにしてもらいたい。また今度つくりました危険水域についても、たとえばこれをずっと六月末まで引続いて危険水域に指定する、あるいはその間に若干中絶期間といふようなことも認められるならば認められるようにしたい、いゝ／＼この修正といひますか、これをできるだけわれ／＼から見た実情に沿うようにしたいといふことは考えておりました、目下水産当局と協議いたしておる次第でございます。

○岡委員 最後に一点だけ伺ひたい。たしとおきたいと思ふ。それは中川局長と第一部長にお尋ねをしたいのであるが、こういうふうな四百五十マイルの龐大な海域が、相当長期にわたつて危険区域に指定され、しかもなぜ危険であるかといへば、これは目で見、耳で聞くことのできない、しかも前代未聞の放射能の塵埃が飛びかうのである。これは現に今度のビキニの爆発のときに、漁師は百海里以上も遠方から三時四十分にはその爆発を認めておる。まづ赤い雲の柱が立ち上り、それが五、六秒の間に黄色になり白くなつて、船におおいかかるような感じの型の広がりをしたと航海日誌に書いてある。そういうことから察するに、この放射能を帯びた灰は、とにかく高度の高い空中は自由にそのときの風向きによつて飛散をし拡散する可能性が十分あるわけだ。現に三月三日の午後四時三十分の京大工学部応用物理学教室のガイガー計数管には出ておる。気象台の予報課長の話によれば、当時のある高度における風と一致した時間的な距離において来ておるのであるから、そうあり得るであらうといふこと

も言つておられるといふことである。そういうふうなことになるれば、四百五十マイルそのものが妥当であるかどうかといふことも、あつた事実から見ても、われ／＼としてきわめて不安な状況にあるわけである。そういうような危険な実験がなされるたびに、これはあるいはレジデント・ラインを初め、日本の貨物船、日本の客船も航行しておる、各種の航空会社の飛行機も通つておる。こういうふうなことによつて各国間の航空輸送といふふうなものも重大な脅威あるいは不安にさらされるといふふうなことがやはり戦時国際法といふか国際法上認められておるものなのかどうか、そういう点についてこれまでの事例があるかどうか、またあなたの方の解釈としてはどう考えられるかといふことが一つ。

もう一つは、私どもの考え方によれば、こういうふうにしてごく微細な炭酸カルシウムであるか何か知れないが、それには人体をきわめて危険に陥れ得るところの放射能が付着しておる。これは明らかに戦時国際法上禁止されておる細菌戦と同じものである。こういうふうな放射能の付着した微細な灰が空中に拡散されるようなことは、いゝ／＼のときに戦時国際法上当然細菌兵器に準ずべきものとして禁止すべきものには該当するのじやないかと私どもは思ふわけだ。しかしこういう点はこれまでの取扱ひの例もいろいろあると思ふが、これは中川局長ならまた高辻第一部長なりから御見解を参考までにお示し願ひたい。

○中川政府委員 何と申しましても原爆といふのはまづたゞ最近の発明でありまして、このような事例は従来はな

かつたわけでありまして、これに類する国際先例というものも今私は思い出すことができないのであります。従つてその点に關しましての御質問には具體的にお答えすることができないのでございます。なおこの実験の灰が遠い高い空を通過して、たとえば日本の領土まで降つて来るというようなことがもしありますれば、これはなか／＼ゆゆしい問題でありまして、これはまた考えなければならぬわけでありまして、が、そのようなことにつきましては、今回この三月にやりました実験の結果について、日本に關係ある限度においての情報はアメリカ側にも要求しておるのであります。たとえば今の空気がどうなるかと、あるいは水がどうなるかと、魚がどうなるかというような資料を要求しておるのであります。それらの結果を見まして、また判断の参考にしたいと考えております。今まで得ましたところでは、水、空気等には遠い距離にまでこの影響が及ぶことはないということでございます。

○岡委員 非常にたよりのない御答弁なのですが、ただ私どもが申し上げたいことは、結局今度の実験でだれが被害者であつたか。それはマーシャル群島の原住民も二百四十名ばかりが犠牲を受けておるとも伝えられておる。しかし少くとも広島、長崎の犠牲を味わい、今度また三度目を味わい、しかもそれについては相当科学的な水準の高い日本が、しかも十年間広島、長崎の経験に没頭した權威者もいる、従つてこの日本が先例を開かなければならぬわけですね。これだけの決意と勇氣がなければならぬ、これが全然ないということでは、ほんとうに政府のやり方と

いうものは、私どもばかりじゃなく国民が納得しないと思う。そういう点で、あなたと御問答してもしかたがないからこれでやめますが、しかしこれはぜひひとつお考えを願ひ、もつと雄邁な決意と勇氣をもつてこの問題に対処することによつて真に国民は納得する、私はそう信じておるので、この点は今後十分外務省において御検討願ひたい。一応これにて終ります。

○青柳委員長代理 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

〔参照〕
あへん法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕